

県営住宅を入居希望される方へ お知らせ

新潟県住宅供給公社

令和4年4月1日に新潟県営住宅条例施行規則の一部が変更され、優先入居の対象となる DV 被害者として認定できる方の範囲が次のとおりとなりますので、お知らせします。

1. 婦人保護施設あるいは母子生活支援施設で保護を受けている（もしくは保護終了後、5年以内）の方
2. 裁判所発行の保護命令決定が出された後、5年以内の方
3. 婦人相談所等から「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」が発行されている方
4. 婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関（配偶者暴力相談支援センター・福祉事務所・市町村）又は DV 被害者支援を行っている民間支援団体から被害の確認を受けている方

※上記3及び4は令和4年4月1日から追加となります。

※添付書類は次ページのとおり

次の添付書類のいずれか一つ提出いただくことで確認が可能です。

○婦人保護施設あるいは母子生活支援施設で保護を受けている(もしくは保護終了後、5年以内)ことを証する証明書

○裁判所発行の保護命令決定書の写し(保護命令が出された後、5年以内の方)

○婦人相談所等発行の「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」

○婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関(配偶者暴力相談支援センター・福祉事務所・市町村)又は DV 被害者支援を行っている民間支援団体が発行する被害確認書